

第 1 0 号様式

保有個人情報の開示に関する通知書

第 号
年 月 日

様

川崎市川崎区選挙管理委員会 印

_____から 年 月 日付けで「保有個人情報開示
決定等意見書」の提出がありました保有個人情報については、次のとおり開示決定しま
したので、個人情報の保護に関する法律第86条第3項の規定により通知します。

開示請求に係る保有 個人情報の名称等	
開示請求に係る保有 個人情報に含まれて いる _____ に関する情報のうち 開示することとした も の	
開示すること とした理由	
開示決定をした日	年 月 日
開示を実施する日	年 月 日
事務所管課	川崎市川崎区選挙管理委員会事務室 電話番号 —

注 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から
起算して3月以内に、川崎市川崎区選挙管理委員会に対して審査請求をすることが
できます。この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日（前記
の審査請求をした場合には、当該審査請求についての裁決があったことを知った日）
の翌日から起算して6月以内に、川崎市を被告として（川崎市川崎区選挙管理委員会
が被告の代表者となります。）提起することができます。

第 1 1 号様式

開示の実施方法等申出書

年 月 日

(宛先) 川崎市川崎区選挙管理委員会

(ふりがな)

氏 名

住所又は居所

電話番号

個人情報の保護に関する法律第87条第3項の規定に基づき、次のとおり申出をします。

保有個人情報開示 決定通知書の番号等	文書番号： 日 付： 年 月 日	
開示請求に係る保有 個人情報の名称等		
求める開示の 実 施 方 法	☐ 閲覧・聴取・視聴	☐ 全部 ☐ 一部 ()
		☐ 事務所管課 ☐ 行政情報課
	☐ 写し等の窓口で の交付	☐ 全部 ☐ 一部 ()
		☐ 事務所管課 ☐ 行政情報課
	☐ その他	☐ 全部 ☐ 一部 ()
開示の実施を 希 望 す る 日	年 月 日 午前・午後	
写しの送付の 希 望 の 有 無	☐ 有 ☐ 無	

- 注 1 ☐のある欄には、該当する☐内にレ印を記入してください。
- 2 この申出は、保有個人情報開示決定通知書を受け取った日から30日以内に行ってください。

第 1 2 号様式

保有個人情報訂正請求書

年 月 日

(宛先) 川崎市川崎区選挙管理委員会

(ふりがな)

氏 名

住所又は居所

電話番号

個人情報の保護に関する法律第9条第1項の規定に基づき、次のとおり保有個人情報の訂正を請求します。

訂正請求に係る 保有個人情報の 開示決定通知書等	(事前に保有個人情報の開示請求をしていた場合にのみ記載してください。) 開示決定通知書の文書番号： 開示決定通知書の日 付： 年 月 日 開 示 を 受 け た 日： 年 月 日
訂 正 請 求 に 係 る 保有個人情報の名称等	
訂 正 請 求 の 趣旨及び理由	(趣旨) (理由)

1 訂正請求者：□本人 □法定代理人 □任意代理人
2 訂正請求者の本人確認書類 □運転免許証 □健康保険被保険者証 □個人番号カード又は住民基本台帳カード(住所記載のあるもの) □在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書 □その他() ※ 請求書を送付して請求する場合には、上記の本人確認書類を複写したものにあっては、請求の30日前までに交付された住民票の写し(複写したものは不可)を添付してください。
3 本人の状況等(法定代理人又は任意代理人が請求する場合にのみ記載してください。) (1) 本人の状況 □未成年者(年 月 日生) □成年被後見人 □任意代理人委任者 (ふりがな) (2) 本人の氏名 (3) 本人の住所又は居所
4 法定代理人が請求する場合、次のいずれかの書類を提示し、又は提出してください。 請求資格確認書類：□戸籍謄本 □登記事項証明書 □その他()
5 任意代理人が請求する場合、次の書類を提示し、又は提出してください。 請求資格確認書類：□委任状 □その他()

処理欄

所 管 課：	
受付場所：	
受 付： 年度第 号 (. . 受付)	
備 考：	

- 注 1 「氏名」、「住所又は居所」及び「電話番号」欄について、法定代理人又は任意代理人による訂正請求の場合には、当該代理人の氏名、住所又は居所及び電話番号を記載してください。
- 2 「訂正請求の趣旨及び理由」欄について、「趣旨」はどのような訂正を求めるかを、「理由」は訂正請求の理由を裏付ける根拠を、それぞれ明確かつ簡潔に記載してください。
なお、本欄に記載しきれない場合は、本欄を参考に別紙に記載し、その書面を添付してください。
- 3 □のある欄には、該当する□内にレ印を記入してください。

第 1 3 号様式

保有個人情報訂正決定通知書

第 号
年 月 日

様

川崎市川崎区選挙管理委員会 印

年 月 日付けで訂正請求のありました保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律第93条第1項の規定により、次のとおり訂正することに決定しましたので通知します。

訂正請求に係る 保有個人情報の 名 称 等	
訂正請求の趣旨	
訂正の内容 及 び 理 由	(訂正内容) (訂正理由)
事務所管課	川崎市川崎区選挙管理委員会事務室 電話番号 ー

注 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、川崎市川崎区選挙管理委員会に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日（前記の審査請求をした場合には、当該審査請求についての裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、川崎市を被告として（川崎市川崎区選挙管理委員会が被告の代表者となります。）提起することができます。

第 1 4 号様式

保有個人情報の訂正をしない旨の決定通知書

第 号
年 月 日

様

川崎市川崎区選挙管理委員会 印

年 月 日付けで訂正請求のありました保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律第93条第2項の規定により、次のとおり訂正をしないことに決定しましたので通知します。

訂正請求に係る 保有個人情報の 名 称 等	
訂正をしない こととした理由	
事務所管課	川崎市川崎区選挙管理委員会事務室 電話番号 ー

注 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、川崎市川崎区選挙管理委員会に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日（前記の審査請求をした場合には、当該審査請求についての裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、川崎市を被告として（川崎市川崎区選挙管理委員会が被告の代表者となります。）提起することができます。

第 1 5 号様式

保有個人情報訂正決定等期限延長通知書

第 号
年 月 日

様

川崎市川崎区選挙管理委員会 印

年 月 日付けで訂正請求のありました保有個人情報については、川崎市個人情報の保護に関する法律施行条例第15条第2項の規定により、次のとおり訂正決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

訂正請求に係る 保有個人情報の 名 称 等	
条例第15条第1項 の規定による期間	年 月 日から 年 月 日まで
延長後の期間	年 月 日から 年 月 日まで (日間)
延長の理由	
事務所管課	川崎市川崎区選挙管理委員会事務室 電話番号 —

第 1 6 号様式

保有個人情報訂正決定等期限特例延長通知書

第 号
年 月 日

様

川崎市川崎区選挙管理委員会 印

年 月 日付けで訂正請求のありました保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律第95条の規定により、次のとおり訂正決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

訂正請求に係る保有 個人情報の名称等	
法第95条の規定 (訂正決定等の期 限の特例)を適用 す る 理 由	
訂正決定等 をする期限	年 月 日
事務所管課	川崎市川崎区選挙管理委員会事務室 電話番号 ー

第 1 7 号様式

保有個人情報訂正請求事案移送通知書

第 号
年 月 日

様

川崎市川崎区選挙管理委員会 印

年 月 日付けで請求のありました保有個人情報の訂正請求に係る事案については、個人情報の保護に関する法律第96条第1項の規定により、次のとおり移送しましたので通知します。

なお、保有個人情報の訂正決定等は、次の移送先の行政機関等において行われます。

訂正請求に係る 保有個人情報の 名 称 等	
移送をした日	年 月 日
移送の理由	
移 送 先 の 行政機関の長等	(行政機関の長等) (連絡先) 部局課室名 : 担 当 者 名 : 所 在 地 : 電 話 番 号 :
備 考	
事務所管課 (移送元)	川崎市川崎区選挙管理委員会事務室 電話番号 ー

第 1 8 号様式

保有個人情報訂正通知書

様

第 号
年 月 日

川崎市川崎区選挙管理委員会 印

に提供している次の保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律第92条の規定により訂正を実施しましたので、同法第97条の規定により通知します。

訂正請求に係る 保有個人情報の 名 称 等	
訂正請求者の氏名等 保有個人情報を特定 する ための 情 報	(氏名、住所等)
訂正請求の趣旨	
訂正決定をした 内 容 及 び 理 由	(訂正内容) (訂正理由)
訂正をした年月日	年 月 日
事務所管課	川崎市川崎区選挙管理委員会事務室 電話番号 ー

第 1 9 号様式

保有個人情報利用停止請求書

年 月 日

(宛先) 川崎市川崎区選挙管理委員会

(ふりがな)

氏 名

住所又は居所

電話番号

個人情報の保護に関する法律第9条第1項の規定に基づき、次のとおり保有個人情報の利用停止を請求します。

利用停止請求に係る保有個人情報の開示決定通知書等	(事前に保有個人情報の開示請求をしていた場合にのみ記載してください。) 開示決定通知書の文書番号： 開示決定通知書の日 付： 年 月 日 開 示 を 受 け た 日： 年 月 日
利用停止請求に係る保有個人情報の名称等	
利用停止請求の趣旨及び理由	(趣旨) ☐ 利用の停止 ☐ 消去 ☐ 提供の停止 (理由)

1 利用停止請求者： ☐ 本人 ☐ 法定代理人 ☐ 任意代理人
2 利用停止請求者の本人確認書類 ☐ 運転免許証 ☐ 健康保険被保険者証 ☐ 個人番号カード又は住民基本台帳カード(住所記載のあるもの) ☐ 在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書 ☐ その他() ※ 請求書を送付して請求する場合には、上記の本人確認書類を複写したものに加えて、請求の30日前までに交付された住民票の写し(複写したものは不可)を添付してください。
3 本人の状況等(法定代理人又は任意代理人が請求する場合にのみ記載してください。) (1) 本人の状況 ☐ 未成年者(年 月 日生) ☐ 成年被後見人 ☐ 任意代理人委任者(ふりがな) (2) 本人の氏名 (3) 本人の住所又は居所
4 法定代理人が請求する場合、次のいずれかの書類を提示し、又は提出してください。 請求資格確認書類： ☐ 戸籍謄本 ☐ 登記事項証明書 ☐ その他()
5 任意代理人が請求する場合、次の書類を提示し、又は提出してください。 請求資格確認書類： ☐ 委任状 ☐ その他()

処理欄

所 管 課：	
受付場所：	
受 付： 年度第 号 (. . 受付)	
備 考：	

- 注 1 「氏名」、「住所又は居所」及び「電話番号」欄について、法定代理人又は任意代理人による利用停止請求の場合には、当該代理人の氏名、住所又は居所及び電話番号を記載してください。
- 2 「利用停止請求の趣旨及び理由」欄の「理由」は、利用停止請求の趣旨を裏付ける根拠を明確かつ簡潔に記載してください。
なお、本欄に記載しきれない場合は、本欄を参考に別紙に記載し、その書面を添付してください。
- 3 ☐のある欄には、該当する☐内にレ印を記入してください。

第 2 0 号様式

保有個人情報利用停止決定通知書

第 号
年 月 日

様

川崎市川崎区選挙管理委員会 印

年 月 日付けで利用停止請求のありました保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律第101条第1項の規定により、次のとおり利用停止することに決定しましたので通知します。

利用停止請求に係る保有個人情報の名称等	
利用停止請求の趣旨	
利用停止の内容及び理由	(利用停止の内容) (利用停止の理由)
事務所管課	川崎市川崎区選挙管理委員会事務室 電話番号 ー

注 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、川崎市川崎区選挙管理委員会に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日（前記の審査請求をした場合には、当該審査請求についての裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、川崎市を被告として（川崎市川崎区選挙管理委員会が被告の代表者となります。）提起することができます。

第 2 1 号様式

保有個人情報の利用停止をしない旨の決定通知書

第 号
年 月 日

様

川崎市川崎区選挙管理委員会 印

年 月 日付けで利用停止請求のありました保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律第101条第2項の規定により、次のとおり利用停止をしないことに決定しましたので通知します。

利用停止請求に係る保有個人情報の名称等	
利用停止をしないこととした理由	
事務所管課	川崎市川崎区選挙管理委員会事務室 電話番号 —

注 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、川崎市川崎区選挙管理委員会に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日（前記の審査請求をした場合には、当該審査請求についての裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、川崎市を被告として（川崎市川崎区選挙管理委員会が被告の代表者となります。）提起することができます。

第 2 2 号様式

保有個人情報利用停止決定等期限延長通知書

第 号
年 月 日

様

川崎市川崎区選挙管理委員会 印

年 月 日付けで利用停止請求のありました保有個人情報については、川崎市個人情報の保護に関する法律施行条例第18条第2項の規定により、次のとおり利用停止決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

利用停止請求に係る保有個人情報の名称等	
条例第18条第1項の規定による期間	年 月 日から 年 月 日まで
延長後の期間	年 月 日から 年 月 日まで (日間)
延長の理由	
事務所管課	川崎市川崎区選挙管理委員会事務室 電話番号 —

第 2 3 号様式

保有個人情報利用停止決定等期限特例延長通知書

第 号
年 月 日

様

川崎市川崎区選挙管理委員会 印

年 月 日付けで利用停止請求のありました保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律第103条の規定により、次のとおり利用停止決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

利用停止請求に係る保有個人情報の名称等	
法第103条の規定（利用停止決定等の期限の特例）を適用する理由	
利用停止決定等をする期限	年 月 日
事務所管課	川崎市川崎区選挙管理委員会事務室 電話番号 —

第 2 4 号様式

行政機関等匿名加工情報提案書記載事項変更申出書

年 月 日

(宛先) 川崎市川崎区選挙管理委員会

(ふりがな)

氏 名

(法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の氏名)

住所又は居所 〒

(法人その他の団体にあつては、本店又は主たる事務所の所在地)

【連絡先】

担当部署名

担当者名

電話番号

()

電子メールアドレス

年 月 日付け「行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業に関する提案書」又は「作成された行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業に関する提案書」について、記載事項に変更があったので、川崎市個人情報の保護に関する法律施行細則第30条の規定に基づき、次のとおり申し出ます。

1 変更内容

変更事項	変更前	変更後
変更年月日	年 月 日	
備 考		

2 変更事項に係る添付書類名

--

- 注 1 取扱従事者が変更になった場合は、取扱従事者でなくなった者が取り扱っていた行政機関等匿名加工情報に関する安全管理の具体的な措置内容を「備考」欄に記載してください。
- 2 上記1の「変更内容」欄に記載しきれない場合は、本欄を参考に別紙に記載し、その書面を添付してください。
- 3 上記2の「変更事項に係る添付書類名」欄に列記した書類を添付してください。

川崎市川崎区選挙管理委員会告示第19号

川崎市情報公開条例施行規程の一部を改正
する規程の制定について

川崎市情報公開条例施行規程（平成13年川崎市川崎区
選挙管理委員会告示第11号）の一部を改正する規程を次
のとおり制定します。

令和5年5月19日

川崎市川崎区選挙管理委員会

委員長 阿久津 光 延

川崎市情報公開条例施行規程の一部を改正
する規程

川崎市情報公開条例施行規程（平成13年川崎市川崎区
選挙管理委員会告示第11号）の一部を次のように改正す
る。

第9条を次のように改める。

（開示の方法）

第9条 次の各号に掲げる文書又は図画の条例第16条第
2項の閲覧の方法は、当該各号に定める方法とする。
ただし、当該各号に定める方法により難しいときは、委
員会が適当と認める方法により行うことができる。

(1) 文書又は図画（次号から第4号まで又は第4項に
該当するものを除く。）

当該文書又は図画（条例第16条第3項の規定が適
用される場合にあっては、次項第1号アに規定する
もの）の閲覧

(2) マイクロフィルム 当該マイクロフィルムを専用
機器により映写したものの閲覧。ただし、これによ
り難しい場合にあっては、当該マイクロフィルムを日
本産業規格A列1番（以下「A1判」という。）以
下の大きさの用紙に印刷したものの閲覧

(3) 写真フィルム 当該写真フィルムを印画紙（縦89
ミリメートル、横127ミリメートルのもの又は縦203
ミリメートル、横254ミリメートルのものに限る。
以下同じ。）に印画したものの閲覧

(4) スライド（第5項に規定する場合におけるものを
除く。次項第4号において同じ。） 当該スライド
を専用機器により映写したものの閲覧

2 次の各号に掲げる文書又は図画の条例第16条第2項
の写しの交付の方法は、当該各号に定める方法とす
る。ただし、当該各号に定める方法により難しいときは、
委員会が適当と認める方法により行うことができる。

(1) 文書又は図画（次号から第4号まで又は第4項に
該当するものを除く。）

次に掲げる方法（イ及びウに掲げる方法にあって
は当該文書又は図画の保存に支障を生ずるおそれ
がなく、かつ、委員会がその保有する処理装置及びプ
ログラム（電子計算機に対する指令であって、一の
結果を得ることができるように組み合わせられたもの

をいう。以下同じ。）により当該文書又は図画の開
示を実施することができる場合に限る。）

ア 当該文書又は図画を複写機により日本産業規格
A列3番（以下「A3判」という。）以下の大き
さの用紙に複写したものの交付（イに掲げる方法
に該当するものを除く。）。ただし、これにより難
い場合にあっては、当該文書若しくは図画を複写
機によりA1判若しくは日本産業規格A列2番
（以下「A2判」という。）の用紙に複写したも
のの交付（イに掲げる方法に該当するものを除
く。）又は当該文書若しくは図画を撮影した写真
フィルムを印画紙に印画したものの交付

イ 当該文書又は図画を複写機により用紙にカラー
で複写したものの交付

ウ 当該文書又は図画をスキャナにより読み取って
できた電磁的記録を光ディスク（日本産業規格X
0606及びX6281又はX6241に適合する直径120ミ
リメートルの光ディスクの再生装置で再生すること
が可能なものに限る。次項第3号オにおいて同
じ。）に複写したものの交付

(2) マイクロフィルム 当該マイクロフィルムを日本
産業規格A列4番の用紙に印刷したものの交付。た
だし、これにより難しい場合にあっては、A1判、A
2判又はA3判の用紙に印刷したものの交付

(3) 写真フィルム 当該写真フィルムを印画紙に印画
したものの交付

(4) スライド 当該スライドを印画紙に印画したもの
の交付

3 次の各号に掲げる電磁的記録についての条例第16条
第2項の実施機関の定める方法は、当該各号に定める
方法とする。ただし、当該各号に定める方法により難
いときは、委員会が適当と認める方法により行うこと
ができる。

(1) 録音テープ（第5項に規定する場合におけるもの
を除く。以下この号において同じ。）又は録音ディ
スク 次に掲げる方法

ア 当該録音テープ又は録音ディスクを専用機器に
より再生したものの聴取

イ 当該録音テープ又は録音ディスクを録音カセッ
トテープ（日本産業規格C5568に適合する記録時
間120分のものに限る。）に複写したものの交付

(2) ビデオテープ又はビデオディスク 次に掲げる方
法

ア 当該ビデオテープ又はビデオディスクを専用機
器により再生したものの視聴

イ 当該ビデオテープ又はビデオディスクをビデオ
カセットテープ（日本産業規格C5581に適合する
記録時間120分のものに限る。以下同じ。）に複写

したもの交付

- (3) 電磁的記録（前2号又は次項に該当するものを除く。） 次に掲げる方法であって、委員会がその保有する処理装置及びプログラムにより行うことができるもの

ア 当該電磁的記録をA3判以下の大きさの用紙に出力したものの閲覧

イ 当該電磁的記録を専用機器により再生したものの閲覧又は視聴

ウ 当該電磁的記録をA3判以下の大きさの用紙に出力したものの交付（エに掲げる方法に該当するものを除く。）

エ 当該電磁的記録をA3判以下の大きさの用紙にカラーで出力したものの交付

オ 当該電磁的記録を光ディスクに複写したものの交付

- 4 映画フィルムの開示の方法は、次に掲げる方法とする。ただし、当該各号に定める方法により難いときは、委員会が適当と認める方法により行うことができる。

(1) 当該映画フィルムを専用機器により映写したものの視聴

(2) 当該映画フィルムをビデオカセットテープに複写したものの交付

- 5 スライド及び当該スライドの内容に関する音声を記録した録音テープを同時に視聴する場合における開示の方法は、次に掲げる方法とする。ただし、当該各号に定める方法により難いときは、委員会が適当と認める方法により行うことができる。

(1) 当該スライド及び当該録音テープを専用機器により再生したものの視聴

(2) 当該スライド及び当該録音テープをビデオカセットテープに複写したものの交付

第3号様式注を次のように改める。

注 開示を受ける際には、この通知書を係員に提示してください。

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、川崎市川崎区選挙管理委員会に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日（前記の審査請求をした場合には、当該審査請求についての裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、川崎市を被告として（川崎市川崎区選挙管理委員会が被告の代表者となります。）提起することができます。

第1号様式、第9号様式及び第11号様式中「(あて先) 川崎市川崎区選挙管理委員会委員長」を「(宛先) 川崎市川崎区選挙管理委員会」に改め、第2号

様式から第6号様式まで、第8号様式及び第10号様式中「川崎市川崎区選挙管理委員会委員長」を「川崎市川崎区選挙管理委員会」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、告示の日から施行し、この規程による改正後の川崎市情報公開条例施行規程は、令和5年4月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 改正後の規程第9条の規定は、令和5年4月1日以後に川崎市情報公開条例（平成13年川崎市条例第1号）第6条の規定によりされた開示の請求について適用し、同日前にされた開示の請求については、なお従前の例による。
- 3 この規程による改正前の規程の規定により調製した帳票で、現に残存するものについては、当分の間、必要な箇所を訂正した上、引き続きこれを使用することができる。

川崎市川崎区選挙管理委員会告示第20号

公職選挙法(昭和25年法律第100号)第28条の4第7項の規定により令和4年度における川崎市川崎区の選挙人名簿の抄本の閲覧状況について、次のとおり公表します。

令和5年5月19日

川崎市川崎区選挙管理委員会

委員長 阿久津 光 延

閲覧年月日	閲覧申出者	閲覧の利用目的の概要	閲覧対象の選挙人の範囲
令和4年4月20日～5月31日	片柳 進	政治活動（選挙運動を含む。）	川崎区全域 679件
令和4年5月24日～6月7日	社会民主党 川崎市連合 代表 前田 孝幸 川崎市川崎区宮前町8-14 竹原ビル3F	政治活動（選挙運動を含む。）	京町1～3丁目 小田1～7丁目 渡田1～4丁目 大島1～5丁目 大師駅前1・2丁目 東門前1～3丁目 川中島1・2丁目 中島1～3丁目 桜本1・2丁目 浅田1～4丁目 鋼管通1～5丁目 浜町1～4丁目 計225件
令和4年6月8日～21日	片柳 進	政治活動（選挙運動を含む。）	川崎区全域 2,029件
令和4年8月24日	株式会社日経リサーチ 代表取締役社長 新藤 政史 東京都千代田区内神田2-2-1 鎌倉河岸ビル	政治・選挙に関する世論調査	小田栄2丁目 16件
令和4年10月5日	朝日新聞東京本社 世論調査部長 宮崎 太介 東京都中央区築地5-3-2	政治・選挙に関する世論調査	第20投票区 10件
令和4年9月2日～30日	片柳 進	政治活動（選挙運動を含む。）	川崎区全域 6,948件
令和4年9月26日	一般社団法人 共同通信社 社長 水谷 亨 東京都港区東新橋1-7-1	政治・選挙に関する世論調査	第15投票区 12件 第24投票区 12件 第26投票区 12件

令和4年10月6日～12日 令和4年10月14日～31日 令和4年10月13日	片柳 進 読売新聞東京本社 世論調査部長 湯本 浩司 東京都千代田区大手町1-7-1 読売新聞東京本社 川崎支局 支局長 五十嵐 英樹 川崎市川崎区砂子2-10-16 プライムネクサス川崎砂子301	政治活動(選挙運動を含む。) 政治・選挙に関する世論調査	川崎区全域 12,142件 第11投票区 45件
令和4年11月1日～30日 令和4年11月28日	片柳 進 株式会社日本リサーチセンター 代表取締役 杉原 領治 東京都墨田区江東橋4-26-5	政治活動(選挙運動を含む。) 政治・選挙に関する学術研究	川崎区全域 6,167件 台町 中瀬2丁目 大師河原1丁目 計18件
令和4年12月6日～8日 令和4年12月12日～22日 令和4年12月27日	片柳 進	政治活動(選挙運動を含む。)	川崎区全域 3,821件
令和5年2月20日 令和5年2月27日・28日	山田 瑛理	政治活動(選挙運動を含む。)	港町 大師駅前 中瀬 大師河原 小田栄 京町 下並木 計1,537件
令和5年3月2日	山田 瑛理	政治活動(選挙運動を含む。)	港町 大師駅前 中瀬 大師河原 小田栄 京町 下並木 計835件
令和5年3月9日	金村龍那後援会 代表 金村 龍那 川崎市川崎区大島上町18-1-201	政治活動(選挙運動を含む。)	第1投票区 第2投票区 第3投票区 第4投票区 第5投票区 第6投票区 第12投票区 第13投票区 第14投票区 第22投票区 第23投票区 第25投票区 計7,233件
令和5年3月14日	金村龍那後援会 代表 金村 龍那 川崎市川崎区大島上町18-1-201	政治活動(選挙運動を含む。)	第7投票区 第8投票区 第9投票区 第10投票区 第11投票区 第15投票区 第16投票区 第17投票区 第18投票区 計3,918件
令和5年3月16日	金村龍那後援会 代表 金村 龍那 川崎市川崎区大島上町18-1-201	政治活動(選挙運動を含む。)	第19投票区 第20投票区 第21投票区 第24投票区 第25投票区 第26投票区 第27投票区 第28投票区 第29投票区 計3,264件

川崎市川崎区選挙管理委員会告示第21号

公職選挙法(昭和25年法律第100号)第30条の12において準用する同法第28条の4第7項の規定により令和4年度における川崎市川崎区の在外選挙人名簿の抄本の閲覧状況について、公表すべき閲覧がなかったことを公表し

ます。

令和5年5月19日

川崎市川崎区選挙管理委員会

委員長 阿久津 光 延

幸区選挙管理委員会告示

川崎市幸区選挙管理委員会告示第20号

公職選挙法(昭和25年法律第100号)第28条の4第7項の規定により令和4年度における川崎市幸区の選挙人名簿の抄本の閲覧状況について、次のとおり公表します。

令和5年5月19日

川崎市幸区選挙管理委員会

委員長 佐 脇 久

閲覧年月日	閲覧申出者	閲覧の利用目的の概要	閲覧対象の選挙人の範囲
令和4年4月5日	読売新聞東京本社 世論調査部長 湯本浩司 東京都千代田区大手町1-7-1 読売新聞東京本社 川崎支局 支局長 五十嵐 英樹 川崎市川崎区砂子2-10-16 プライムネクサス川崎砂子301	政治・選挙に関する世論調査	第17投票区全域 45件
令和4年6月16日	渡辺 学	政治活動(選挙運動を含む。)	投票区 計5,000件
令和4年9月2日	一般社団法人 共同通信社 社長 水谷 亨 東京都港区東新橋1-7-1	政治・選挙に関する世論調査	幸区第12、17投票区 各12件
令和4年9月7日	渡辺 学	政治活動(選挙運動を含む。)	鹿島田一丁目、二丁目、三丁目 各500件
令和4年9月12日から令和4年9月16日まで	田中 和徳	政治活動(選挙運動を含む。)	幸区全域 6,000件
令和4年10月12日	渡辺 学	政治活動(選挙運動を含む。)	鹿島田一丁目、二丁目、三丁目、下平間 各400件
令和4年11月9日	渡辺 学	政治活動(選挙運動を含む。)	鹿島田一丁目、二丁目、三丁目、下平間 各400件
令和4年11月30日	渡辺 学	政治活動(選挙運動を含む。)	鹿島田一丁目、二丁目、三丁目、下平間 各400件
令和5年3月10日 令和5年3月15日	金村 龍那	政治活動(選挙運動を含む。)	幸区第2、5、7、11、12、16投票区 計7,000件

川崎市幸区選挙管理委員会告示第21号

公職選挙法(昭和25年法律第100号)第30条の12において準用する同法第28条の4第7項の規定により令和4年度における川崎市幸区の在外選挙人名簿の抄本の閲覧状況について、公表すべき閲覧がなかったことを公表します。

令和5年5月19日

川崎市幸区選挙管理委員会

委員長 佐 脇 久

中原区選挙管理委員会告示**川崎市中原区選挙管理委員会告示第22号**

川崎市個人情報の保護に関する法律施行規程を次のとおり制定します。

令和5年5月19日

川崎市中原区選挙管理委員会

委員長 沓 掛 朗

川崎市個人情報の保護に関する法律施行規

程

(趣旨)

第1条 この規程は、川崎市中原区選挙管理委員会（以下「委員会」という。）の保有個人情報について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）、個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号。以下「政令」という。）、個人情報の保護に関する法律施行規則（平成28年個人情報保護委員会規則第3号。以下「個人情報保護委員会規則」という。）及び川崎市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年川崎市条例第76号。以下「条例」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この規程で使用する用語の意義は、法、政令、個人情報保護委員会規則及び条例で使用する用語の例による。

(保有個人情報等管理責任者)

第3条 条例第3条に規定する保有個人情報等管理責任者は、川崎市中原区選挙管理委員会規程（昭和47年川崎市中原区選挙管理委員会告示第2号）第16条第1項に規定する書記次長をもって充てる。

(開示請求の方法等)

第4条 開示請求書は、保有個人情報開示請求書（第1号様式）又は法第77条第1項各号に掲げる事項を記載した書面によるものとし、次に掲げる方法により、委員会に提出するものとする。

(1) 直接提出して行う方法

(2) 送付して行う方法

2 条例第8条に規定する実施機関が定める事項は、開示請求者の連絡先とする。

3 委員会は、第1項第2号に掲げる方法による開示請求があった場合又は法第76条第2項の規定による開示請求があった場合には、開示請求者に対し、速やかに当該開示請求の事実の確認を行うものとする。ただし、精神上的障害による事理を弁識する能力の欠如に

より当該開示請求者に当該確認を行うことが困難である場合その他委員会が当該開示請求の事実の確認を行う必要がないと認める場合は、この限りでない。

(開示決定等の通知)

第5条 法第82条第1項の規定による通知は、保有個人情報開示決定通知書（第2号様式）により行うものとする。

2 法第82条第2項の規定による通知は、保有個人情報の開示をしない旨の決定通知書（第3号様式）により行うものとする。

(開示決定等の期限の延長の通知)

第6条 条例第10条第2項の規定による通知は、保有個人情報開示決定等期限延長通知書（第4号様式）により行うものとする。

(開示決定等の期限の特例の通知)

第7条 条例第11条の規定による通知は、保有個人情報開示決定等期限特例延長通知書（第5号様式）により行うものとする。

(開示請求に係る事案の移送の通知)

第8条 法第85条第1項の規定による通知は、保有個人情報開示請求事案移送通知書（第6号様式）により行うものとする。

(意見照会等)

第9条 法第86条第1項の規定による通知は、第三者意見照会書（法第86条第1項適用）（第7号様式）により行うものとする。ただし、委員会が書面により行う必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 法第86条第2項の規定による通知は、第三者意見照会書（法第86条第2項適用）（第8号様式）により行うものとする。

3 法第86条第1項及び第2項に規定する意見書は、保有個人情報開示決定等意見書（第9号様式）によるものとする。

4 法第86条第3項の規定による通知は、保有個人情報の開示に関する通知書（第10号様式）により行うものとする。

(開示の実施の方法)

第10条 次の各号に掲げる文書又は図画の閲覧の方法は、当該各号に定める方法とする。ただし、当該各号に定める方法により難しいときは、委員会が適当と認める方法により行うことができる。

(1) 文書又は図画（次号から第4号まで又は第4項に該当するものを除く。）

当該文書又は図画（法第87条第1項ただし書の規定が適用される場合にあつては、次項第1号アに規定するもの）の閲覧

(2) マイクロフィルム 当該マイクロフィルムを専用機器により映写したものの閲覧。ただし、これによ

り難しい場合にあっては、当該マイクロフィルムを日本産業規格A列1番（以下「A1判」という。）以下の大きさの用紙に印刷したものの閲覧

- (3) 写真フィルム 当該写真フィルムを印画紙（縦89ミリメートル、横127ミリメートルのもの又は縦203ミリメートル、横254ミリメートルのものに限る。以下同じ。）に印画したものの閲覧

- (4) スライド（第5項に規定する場合におけるものを除く。次項第4号に おいて同じ。） 当該スライドを専用機器により映写したものの閲覧

2 次の各号に掲げる文書又は図画の写しの交付の方法は、当該各号に定める方法とする。ただし、当該各号に定める方法により難しいときは、委員会が適当と認める方法により行うことができる。

- (1) 文書又は図画（次号から第4号まで又は第4項に該当するものを除く。）

次に掲げる方法（イ及びウに掲げる方法にあっては、当該文書又は図画の保存に支障を生ずるおそれがなく、かつ、委員会がその保有する処理装置及びプログラム（電子計算機に対する指令であって、一の結果を得ることができるように組み合わせられたものをいう。以下同じ。）により当該文書又は図画の開示を実施することができる場合に限る。）

ア 当該文書又は図画を複写機により日本産業規格A列3番（以下「A3判」という。）以下の大きさの用紙に複写したものの交付（イに掲げる方法に該当するものを除く。）。ただし、これにより難しい場合にあっては、当該文書若しくは図画を複写機によりA1判若しくは日本産業規格A列2番（以下「A2判」という。）の用紙に複写したものの交付（イに掲げる方法に該当するものを除く。）又は当該文書若しくは図画を撮影した写真フィルムを印画紙に印画したものの交付

イ 当該文書又は図画を複写機により用紙にカラーで複写したものの交付

ウ 当該文書又は図画をスキャナにより読み取ってできた電磁的記録を光ディスク（日本産業規格X0606及びX6281又はX6241に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。次項第3号オにおいて同じ。）に複写したものの交付

- (2) マイクロフィルム 当該マイクロフィルムを日本産業規格A列4番の 用紙に印刷したものの交付。ただし、これにより難しい場合にあっては、A1判、A2判又はA3判の用紙に印刷したものの交付

- (3) 写真フィルム 当該写真フィルムを印画紙に印画したものの交付

- (4) スライド 当該スライドを印画紙に印画したもの

の交付

- 3 次の各号に掲げる電磁的記録についての法第87条第1項の行政機関等が定める方法は、当該各号に定める方法とする。ただし、当該各号に定める方法により難しいときは、委員会が適当と認める方法により行うことができる。

- (1) 録音テープ（第5項に規定する場合におけるものを除く。以下この号において同じ。）又は録音ディスク 次に掲げる方法

ア 当該録音テープ又は録音ディスクを専用機器により再生したものの聴取

イ 当該録音テープ又は録音ディスクを録音カセットテープ（日本産業規格C5568に適合する記録時間120分のものに限る。）に複写したものの交付

- (2) ビデオテープ又はビデオディスク 次に掲げる方法

ア 当該ビデオテープ又はビデオディスクを専用機器により再生したものの視聴

イ 当該ビデオテープ又はビデオディスクをビデオカセットテープ（日本産業規格C5581に適合する記録時間120分のものに限る。以下同じ。）に複写したものの交付

- (3) 電磁的記録（前2号又は次項に該当するものを除く。） 次に掲げる方法であって、委員会がその保有する処理装置及びプログラムにより行うことができるもの

ア 当該電磁的記録をA3判以下の大きさの用紙に出力したものの閲覧

イ 当該電磁的記録を専用機器により再生したものの閲覧又は視聴

ウ 当該電磁的記録をA3判以下の大きさの用紙に出力したものの交付（エに掲げる方法に該当するものを除く。）

エ 当該電磁的記録をA3判以下の大きさの用紙にカラーで出力したものの交付

オ 当該電磁的記録を光ディスクに複写したものの交付

- 4 映画フィルムの開示の実施の方法は、次に掲げる方法とする。ただし、当該各号定める方法により難しいときは、委員会が適当と認める方法により行うことができる。

- (1) 当該映画フィルムを専用機器により映写したものの視聴

- (2) 当該映画フィルムをビデオカセットテープに複写したものの交付

- 5 スライド及び当該スライドの内容に関する音声を記録した録音テープを同時に視聴する場合における開示の実施の方法は、次に掲げる方法とする。ただし、当

該各号定める方法により難いときは、委員会が適当と認める方法により行うことができる。

- (1) 当該スライド及び当該録音テープを専用機器により再生したものの視聴
- (2) 当該スライド及び当該録音テープをビデオカセットテープに複写したものの交付
(開示の実施の方法等の申出)

第11条 法第87条第3項の規定による申出は、開示の実施方法等申出書(第11号様式)又は政令第26条第3項各号に掲げる事項を記載した書面により行うものとする。

(開示の実施)

第12条 保有個人情報の開示は、委員会が指定する日時及び場所において行うものとする。ただし、写し等の交付は、郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便による送付により行うことができる。

2 前項本文の場合において保有個人情報の閲覧、聴取又は視聴をする者は、当該保有個人情報を汚損し、又は破損することがないように丁寧に取り扱いなければならない。

3 委員会は、前項の規定に違反する者に対し、保有個人情報の閲覧、聴取又は視聴を中止させ、又は禁止することができる。

(開示請求に係る費用の納付)

第13条 条例第12条第2項に規定する費用及び政令第28条第4項に規定する送付に要する費用は、前納とする。ただし、委員会がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

2 条例第12条第2項に規定する費用の納付の方法及び政令第28条第4項に規定する規則で定める方法は、川崎市金銭会計規則(昭和39年川崎市規則第31号)第8号様式(1)の納入通知書により納付する方法とする。ただし、当該方法により難いときは、この限りでない。

(訂正請求の方法等)

第14条 訂正請求書は、保有個人情報訂正請求書(第12号様式)又は法第91条第1項各号(条例第13条第1項各号に掲げる自己を本人とする保有個人情報に係る訂正請求の場合にあっては、第2号を除く。)に掲げる事項を記載した書面によるものとし、次に掲げる方法により、委員会に提出するものとする。

- (1) 直接提出して行う方法
- (2) 送付して行う方法

2 条例第14条に規定する実施機関が定める事項は、訂正請求者の連絡先とする。

3 委員会は、第1項第2号に掲げる方法による訂正請

求があった場合又は法第90条第2項の規定による訂正請求があった場合には、当該訂正請求に係る保有個人情報の本人に対し、速やかに当該訂正請求の事実の確認を行うものとする。ただし、精神上の障害による事理を弁識する能力の欠如により当該本人に当該確認を行うことが困難である場合その他委員会が当該訂正請求の事実の確認を行う必要がないと認める場合は、この限りでない。

(訂正決定等の通知)

第15条 法第93条第1項の規定による通知は、保有個人情報訂正決定通知書(第13号様式)により行うものとする。

2 法第93条第2項の規定による通知は、保有個人情報の訂正をしない旨の決定通知書(第14号様式)により行うものとする。

(訂正決定等の期限の延長の通知)

第16条 条例第15条第2項の規定による通知は、保有個人情報訂正決定等期限延長通知書(第15号様式)により行うものとする。

(訂正決定等の期限の特例の通知)

第17条 法第95条の規定による通知は、保有個人情報訂正決定等期限特例延長通知書(第16号様式)により行うものとする。

(訂正請求に係る事案の移送の通知)

第18条 法第96条第1項の規定による通知は、保有個人情報訂正請求事案移送通知書(第17号様式)により行うものとする。

(訂正した保有個人情報の提供先への通知)

第19条 法第97条の規定による通知は、保有個人情報訂正通知書(第18号様式)により行うものとする。

(利用停止請求の方法等)

第20条 利用停止請求書は、保有個人情報利用停止請求書(第19号様式)又は法第99条第1項各号(条例第16条第1項各号に掲げる自己を本人とする保有個人情報に係る利用停止請求の場合にあっては、第2号を除く。)に掲げる事項を記載した書面によるものとし、次に掲げる方法により、委員会に提出するものとする。

- (1) 直接提出して行う方法
- (2) 送付して行う方法

2 条例第17条に規定する実施機関が定める事項は、利用停止請求者の連絡先とする。

3 委員会は、第1項第2号に掲げる方法による利用停止請求があった場合又は法第98条第2項の規定による利用停止請求があった場合には、当該利用停止請求に係る保有個人情報の本人に対し、速やかに当該利用停止請求の事実の確認を行うものとする。ただし、精神上の障害による事理を弁識する能力の欠如により当該本人に当該確認を行うことが困難である場合その他委

員会が当該利用停止請求の事実の確認を行う必要がないと認める場合は、この限りでない。

(利用停止決定等の通知)

第21条 法第101条第1項の規定による通知は、保有個人情報利用停止決定通知書（第20号様式）により行うものとする。

2 法第101条第2項の規定による通知は、保有個人情報の利用停止をしない旨の決定通知書（第21号様式）により行うものとする。

(利用停止決定等の期限の延長の通知)

第22条 条例第18条第2項の規定による通知は、保有個人情報利用停止決定等期限延長通知書（第22号様式）により行うものとする。

(利用停止決定等の期限の特例の通知)

第23条 法第103条の規定による通知は、保有個人情報利用停止決定等期限特例延長通知書（第23号様式）により行うものとする。

(行政機関等匿名加工情報に係る手数料の納付)

第24条 条例第19条第1項及び第2項に定める手数料は、前納とする。ただし、委員会がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

2 条例第19条第1項及び第2項に規定する手数料の納付の方法は、川崎市金銭会計規則第8号様式(1)の納入通知書により納付するものとする。ただし、当該方法により難しいときは、この限りでない。

(記載事項の変更の申出)

第25条 法第112条第1項の規定による提案を行った者又は法第118条第1項前段の規定による提案を行った者は、法第112条第2項（法第118条第2項の規定により読み替えて準用する場合を含む。）の規定により提出した書面に記載された事項に変更（行政機関等匿名加工情報をその用に供する事業の変更を除く。）が生じた場合は、直ちに、行政機関等匿名加工情報提案書記載事項変更申出書（第24号様式）により、その旨を委員会に申し出るものとする。

(保有個人情報の取扱い等)

第26条 委員会の職員による保有個人情報、仮名加工情報、匿名加工情報及び個人関連情報の取扱い等に関しては、別に定めるもののほか、市長事務部局の例による。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、告示の日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

(川崎市個人情報保護条例施行規程の廃止)

2 川崎市個人情報保護条例施行規程（昭和60年川崎市中原区選挙管理委員会告示第18号）は、廃止する。

第 1 号様式

保有個人情報開示請求書

年 月 日

(宛先) 川崎市中原区選挙管理委員会

(ふりがな)

氏 名

住所又は居所

電話番号

個人情報の保護に関する法律第77条第1項の規定に基づき、次のとおり保有個人情報の開示を請求します。

開示を請求する 保有個人情報	(具体的に特定してください。)
求める開示の 実施方法等	☐ 事務所における開示の実施を希望する。 <実施の方法> ☐ 閲覧 ☐ 写しの交付 ☐ その他 () <実施の希望日> 年 月 日 <実施の場所> ☐ 事務所管課 ☐ 行政情報課 ☐ 写しの送付を希望する。

1 開示請求者: ☐ 本人 ☐ 法定代理人 ☐ 任意代理人
2 開示請求者の本人確認書類 ☐ 運転免許証 ☐ 健康保険被保険者証 ☐ 個人番号カード又は住民基本台帳カード(住所記載のあるもの) ☐ 在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書 ☐ その他 () ※ 請求書を送付して請求する場合には、上記の本人確認書類を複写したものに加えて、請求の30日前までに交付された住民票の写し(複写したものは不可)を添付してください。
3 本人の状況等(法定代理人又は任意代理人が請求する場合にのみ記載してください。) (1) 本人の状況 ☐ 未成年者(年 月 日生) ☐ 成年被後見人 ☐ 任意代理人委任者 (ふりがな) (2) 本人の氏名 (3) 本人の住所又は居所
4 法定代理人が請求する場合、次のいずれかの書類を提示し、又は提出してください。 請求資格確認書類: ☐ 戸籍謄本 ☐ 登記事項証明書 ☐ その他 ()
5 任意代理人が請求する場合、次の書類を提示し、又は提出してください。 請求資格確認書類: ☐ 委任状 ☐ その他 ()

処理欄

所 管 課:	
受 付 場 所:	
受 付: 年度第 号 (. . 受付)	
備 考:	

- 注 1 「氏名」、「住所又は居所」及び「電話番号」欄について、法定代理人又は任意代理人による開示請求の場合には、当該代理人の氏名、住所又は居所及び電話番号を記載してください。
- 2 「求める開示の実施方法等」欄には、開示を受ける場合の開示の実施の方法(事務所における開示又は写しの送付)について希望がある場合に記載してください。
なお、開示の実施の方法は実施機関の定めるところによりますので、希望する方法に対応できない場合があります。
- 3 ☐ のある欄には、該当する☐内にレ印を記入してください。

第 2 号様式

保有個人情報開示決定通知書

第 号
年 月 日

様

川崎市中原区選挙管理委員会 印

年 月 日付けで開示請求のありました保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律第82条第1項により、次のとおり開示することに決定しましたので通知します。

開 示 す る 保有個人情報	☐ 全部開示 ☐ 部分開示	
不 開 示 と し た 部分とその理由		
時 限 性 開 示	年 月 日以後であれば不開示とした 部分()を開示することができます ので、同日以後に改めて開示請求をしてください。	
開示する保有個人 情報の利用目的		
開 示 の 実施方法等	1 開示の実施方法等 ・ ☐ 文書又は図画 ☐ 電磁的記録 ・ ☐ 閲覧 ☐ 聴取 ☐ 視聴 ☐ 写し等の交付(☐ 写し ☐ 複写したもの)(☐ 郵便又は信書便による送付) 2 事務所における開示を実施することができる日時及び場所 年 月 日 午前 時から 午前 時までの間 午後 午後 _____にお越しください。 ※ 当日御都合が悪い場合は、あらかじめその旨を電話等で事務所管課まで 御連絡ください。	
事務所管課	川崎市中原区選挙管理委員会事務室 電話番号 _____	

- 注 1 開示を受ける際には、この通知書を職員に提示してください。
- 2 「時限性開示」欄は、部分開示とした理由がなくなる時期をあらかじめ明示することができますときに記載しています。
- 3 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、川崎市中原区選挙管理委員会に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日(前記の審査請求をした場合には、当該審査請求についての裁決があったことを知った日)の翌日から起算して6月以内に、川崎市を被告として(川崎市中原区選挙管理委員会を被告の代表者となります。)提起することができます。

第 3 号様式

保有個人情報の開示をしない旨の決定通知書

第 号
年 月 日

様

川崎市中原区選挙管理委員会 印

年 月 日付けで開示請求のありました保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律第82条第2項の規定により、次のとおり開示をしないことに決定しましたので通知します。

開示請求に係る 保有個人情報の 名 称 等	
開 示 を し な い こととした理由	
時限性開示	年 月 日以後であれば開示をしないこととした () を開示することができますので、同日以後に改めて開示請求をしてください。
事務所管課	川崎市中原区選挙管理委員会事務室 電話番号 ー

- 注 1 「時限性開示」欄は、開示をしないこととした理由がなくなる時期をあらかじめ明示することができるときに記載しています。
- 2 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、川崎市中原区選挙管理委員会に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日（前記の審査請求をした場合には、当該審査請求についての裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、川崎市を被告として（川崎市中原区選挙管理委員会が被告の代表者となります。）提起することができます。

第 4 号様式

保有個人情報開示決定等期限延長通知書

第 号
年 月 日

様

川崎市中原区選挙管理委員会 印

年 月 日付けで開示請求のありました保有個人情報については、川崎市個人情報の保護に関する法律施行条例第10条第2項の規定により、次のとおり開示決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
条例第10条第1項の規定による期間	年 月 日から 年 月 日まで
延長後の期間	年 月 日から 年 月 日まで (日間)
延長の理由	
事務所管課	川崎市中原区選挙管理委員会事務室 電話番号 —

第 5 号様式

保有個人情報開示決定等期限特例延長通知書

第 号
年 月 日

様

川崎市中原区選挙管理委員会 印

年 月 日付けで開示請求のありました保有個人情報については、川崎市個人情報の保護に関する法律施行条例第11条の規定により、次のとおり開示決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
条例第11条の規定（開示決定等の期限の特例）を適用する理由	
残りの保有個人情報について開示決定等をする期限	（ 年 月 日までに可能な部分について開示決定等を行い、残りの部分については、次に記載する期限までに開示決定等を行う予定です。） 年 月 日
事務所管課	川崎市中原区選挙管理委員会事務室 電話番号 ー

第 6 号様式

保有個人情報開示請求事案移送通知書

第 号
年 月 日

様

川崎市中原区選挙管理委員会 印

年 月 日付けで請求のありました保有個人情報の開示請求に係る事案については、個人情報の保護に関する法律第85条第1項の規定により、次のとおり移送しましたので通知します。

なお、保有個人情報の開示決定等は、次の移送先の行政機関等において行われます。

開示請求に係る 保有個人情報の 名 称 等	
移送をした日	年 月 日
移送の理由	
移 送 先 の 行政機関の長等	(行政機関の長等) (連絡先) 部局課室名 : 担 当 者 名 : 所 在 地 : 電 話 番 号 :
備 考	
事務所管課 (移送元)	川崎市中原区選挙管理委員会事務室 電話番号 ー

第三者意見照会書（法第86条第1項適用）

様

次のとおり、 に関する情報が含まれている保有個人情報について、個人情報の保護に関する法律第77条第1項の規定による開示請求があり、当該保有個人情報について開示決定等を行う際の参考とするため、同法第86条第1項の規定に基づき、御意見を伺うこととしました。

つきましては、お手数ですが、当該保有個人情報を開示することにつき御意見があるときは、同封した「保有個人情報開示決定等意見書」を提出していただきますようお願いいたします。

なお、提出期限までに意見書の提出がない場合には、特に御意見がないものとして取り扱わせていただきます。

開示請求に係る保有 個人情報の名称等	
開示請求の年月日	年 月 日
開示請求に係る保有 個人情報に含まれて いる _____ に関する情報の内容	
意見書の提出期限	年 月 日
事務所管課 (意見書の提出先)	川崎市中原区選挙管理委員会事務室 所在地 〒 _____ 電話番号 _____

第 8 号様式

第三者意見照会書（法第86条第2項適用）

第 号
年 月 日

様

川崎市中原区選挙管理委員会 印

次のとおり、 に関する情報が含まれている保有個人情報について、個人情報の保護に関する法律第77条第1項の規定による開示請求があり、当該保有個人情報について開示決定等を行う際の参考とするため、同法第86条第2項の規定に基づき、御意見を伺います。

つきましては、お手数ですが、当該保有個人情報を開示することにつき御意見があるときは、同封した「保有個人情報開示決定等意見書」を提出していただきますようお願いいたします。

なお、提出期限までに意見書の提出がない場合には、特に御意見がないものとして取り扱わせていただきます。

開示請求に係る保有 個人情報の名称等	
開示請求の年月日	年 月 日
法第 8 6 条第 2 項 第 1 号又は第 2 号 の規定の適用区分 及びその理由	適用区分： ☐ 第 1 号 ☐ 第 2 号 適用理由：
開示請求に係る保有 個人情報に含まれて いる _____ に関する情報の内容	
意見書の提出期限	年 月 日
事務所管課 （意見書の提出先）	川崎市中原区選挙管理委員会事務室 所在地 〒 _____ 電話番号 —

第 9 号様式

保有個人情報開示決定等意見書

年 月 日

(宛先) 川崎市中原区選挙管理委員会

氏 名

(法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の氏名)

住所又は居所 〒

(法人その他の団体にあつては、本店又はその主たる事務所の所在地)

電話番号

()

年 月 日付で照会のあった保有個人情報の開示について、次のとおり意見を提出します。

開示請求に係る保有 個人情報の名称等	
開示に関しての 御 意 見	☐保有個人情報を開示されることについて支障がない。 ☐保有個人情報を開示されることについて支障がある。 (1) 支障(不利益)がある部分 (2) 支障(不利益)の具体的理由

注 ☐のある欄には、該当する☐内にレ印を記入してください。

第 1 0 号様式

保有個人情報の開示に関する通知書

第 号
年 月 日

様

川崎市中原区選挙管理委員会 印

_____から 年 月 日付で「保有個人情報開示
決定等意見書」の提出がありました保有個人情報については、次のとおり開示決定しま
したので、個人情報の保護に関する法律第86条第3項の規定により通知します。

開示請求に係る保有 個人情報の名称等	
開示請求に係る保有 個人情報に含まれて いる _____ に関する情報のうち 開示することとした も _____ の	
開示すること とした理由	
開示決定をした日	年 月 日
開示を実施する日	年 月 日
事務所管課	川崎市中原区選挙管理委員会事務室 電話番号 _____

注 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から
起算して3月以内に、川崎市中原区選挙管理委員会に対して審査請求をすることが
できます。この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日（前記
の審査請求をした場合には、当該審査請求についての裁決があったことを知った日）
の翌日から起算して6月以内に、川崎市を被告として（川崎市中原区選挙管理委員会
が被告の代表者となります。）提起することができます。

第 1 1 号様式

開示の実施方法等申出書

年 月 日

(宛先) 川崎市中原区選挙管理委員会

(ふりがな)

氏 名

住所又は居所

電話番号

個人情報の保護に関する法律第87条第3項の規定に基づき、次のとおり申出をします。

保有個人情報開示 決定通知書の番号等	文書番号： 日 付： 年 月 日	
開示請求に係る保有 個人情報の名称等		
求める開示の 実 施 方 法	☐ 閲覧・聴取・視聴	☐ 全部 ☐ 一部 ()
		☐ 事務所管課 ☐ 行政情報課
	☐ 写し等の窓口で の交付	☐ 全部 ☐ 一部 ()
		☐ 事務所管課 ☐ 行政情報課
	☐ その他	☐ 全部 ☐ 一部 ()
	開示の実施を 希 望 す る 日	年 月 日 午前・午後
写しの送付の 希 望 の 有 無	☐ 有 ☐ 無	

- 注 1 ☐のある欄には、該当する☐内にレ印を記入してください。
- 2 この申出は、保有個人情報開示決定通知書を受け取った日から30日以内に行ってください。

第 1 2 号様式

保有個人情報訂正請求書

年 月 日

(宛先) 川崎市中原区選挙管理委員会

(ふりがな)

氏 名

住所又は居所

電話番号

個人情報の保護に関する法律第9条第1項の規定に基づき、次のとおり保有個人情報の訂正を請求します。

訂正請求に係る 保有個人情報の 開示決定通知書等	(事前に保有個人情報の開示請求をしていた場合にのみ記載してください。) 開示決定通知書の文書番号： 開示決定通知書の日 付： 年 月 日 開 示 を 受 け た 日： 年 月 日
訂 正 請 求 に 係 る 保有個人情報の名称等	
訂 正 請 求 の 趣旨及び理由	(趣旨) (理由)

1 訂正請求者：□本人 □法定代理人 □任意代理人
2 訂正請求者の本人確認書類 □運転免許証 □健康保険被保険者証 □個人番号カード又は住民基本台帳カード(住所記載のあるもの) □在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書 □その他() ※ 請求書を送付して請求する場合には、上記の本人確認書類を複写したものに加えて、請求の30日前までに交付された住民票の写し(複写したものは不可)を添付してください。
3 本人の状況等(法定代理人又は任意代理人が請求する場合にのみ記載してください。) (1) 本人の状況 □未成年者(年 月 日生) □成年被後見人 □任意代理人委任者 (ふりがな) (2) 本人の氏名 (3) 本人の住所又は居所
4 法定代理人が請求する場合、次のいずれかの書類を提示し、又は提出してください。 請求資格確認書類：□戸籍謄本 □登記事項証明書 □その他()
5 任意代理人が請求する場合、次の書類を提示し、又は提出してください。 請求資格確認書類：□委任状 □その他()

処理欄

所 管 課：	
受付場所：	
受 付： 年度第 号(. . 受付)	
備 考：	

- 注 1 「氏名」、「住所又は居所」及び「電話番号」欄について、法定代理人又は任意代理人による訂正請求の場合には、当該代理人の氏名、住所又は居所及び電話番号を記載してください。
- 2 「訂正請求の趣旨及び理由」欄について、「趣旨」はどのような訂正を求めるかを、「理由」は訂正請求の理由を裏付ける根拠を、それぞれ明確かつ簡潔に記載してください。
なお、本欄に記載しきれない場合は、本欄を参考に別紙に記載し、その書面を添付してください。
- 3 □のある欄には、該当する□内にレ印を記入してください。

第 1 3 号様式

保有個人情報訂正決定通知書

第 号
年 月 日

様

川崎市中原区選挙管理委員会 印

年 月 日付けで訂正請求のありました保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律第93条第1項の規定により、次のとおり訂正することに決定しましたので通知します。

訂正請求に係る 保有個人情報の 名 称 等	
訂正請求の趣旨	
訂正の内容 及 び 理 由	(訂正内容) (訂正理由)
事務所管課	川崎市中原区選挙管理委員会事務室 電話番号 ー

注 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、川崎市中原区選挙管理委員会に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日（前記の審査請求をした場合には、当該審査請求についての裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、川崎市を被告として（川崎市中原区選挙管理委員会が被告の代表者となります。）提起することができます。

第 1 4 号様式

保有個人情報の訂正をしない旨の決定通知書

第 号
年 月 日

様

川崎市中原区選挙管理委員会 印

年 月 日付けで訂正請求のありました保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律第93条第2項の規定により、次のとおり訂正をしないことに決定しましたので通知します。

訂正請求に係る 保有個人情報の 名 称 等	
訂正をしない こととした理由	
事務所管課	川崎市中原区選挙管理委員会事務室 電話番号 —

注 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、川崎市中原区選挙管理委員会に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日（前記の審査請求をした場合には、当該審査請求についての裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、川崎市を被告として（川崎市中原区選挙管理委員会が被告の代表者となります。）提起することができます。

第 1 5 号様式

保有個人情報訂正決定等期限延長通知書

第 号
年 月 日

様

川崎市中原区選挙管理委員会 印

年 月 日付けで訂正請求のありました保有個人情報については、川崎市個人情報の保護に関する法律施行条例第15条第2項の規定により、次のとおり訂正決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

訂正請求に係る 保有個人情報の 名 称 等	
条例第15条第1項 の規定による期間	年 月 日から 年 月 日まで
延長後の期間	年 月 日から 年 月 日まで (日間)
延長の理由	
事務所管課	川崎市中原区選挙管理委員会事務室 電話番号 —

第 1 6 号様式

保有個人情報訂正決定等期限特例延長通知書

第 号
年 月 日

様

川崎市中原区選挙管理委員会 印

年 月 日付けで訂正請求のありました保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律第95条の規定により、次のとおり訂正決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

訂正請求に係る保有 個人情報の名称等	
法第95条の規定 (訂正決定等の期 限の特例)を適用 す る 理 由	
訂正決定等 をする期限	年 月 日
事務所管課	川崎市中原区選挙管理委員会事務室 電話番号 ー

第 1 7 号様式

保有個人情報訂正請求事案移送通知書

第 号
年 月 日

様

川崎市中原区選挙管理委員会 印

年 月 日付けで請求のありました保有個人情報の訂正請求に係る事案については、個人情報の保護に関する法律第96条第1項の規定により、次のとおり移送しましたので通知します。

なお、保有個人情報の訂正決定等は、次の移送先の行政機関等において行われます。

訂正請求に係る 保有個人情報の 名 称 等	
移送をした日	年 月 日
移送の理由	
移 送 先 の 行政機関の長等	(行政機関の長等) (連絡先) 部局課室名 : 担 当 者 名 : 所 在 地 : 電 話 番 号 :
備 考	
事務所管課 (移送元)	川崎市中原区選挙管理委員会事務室 電話番号 ー

第 1 8 号様式

保有個人情報訂正通知書

様

第 号
年 月 日

川崎市中原区選挙管理委員会 印

に提供している次の保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律第92条の規定により訂正を実施しましたので、同法第97条の規定により通知します。

訂正請求に係る 保有個人情報の 名 称 等	
訂正請求者の氏名等 保有個人情報を特定 する ための 情 報	(氏名、住所等)
訂正請求の趣旨	
訂正決定をした 内 容 及 び 理 由	(訂正内容) (訂正理由)
訂正をした年月日	年 月 日
事務所管課	川崎市中原区選挙管理委員会事務室 電話番号 ー

第 1 9 号様式

保有個人情報利用停止請求書

年 月 日

(宛先) 川崎市中原区選挙管理委員会

(ふりがな)

氏 名

住所又は居所

電話番号

個人情報の保護に関する法律第9条第1項の規定に基づき、次のとおり保有個人情報の利用停止を請求します。

利用停止請求に係る保有個人情報の開示決定通知書等	(事前に保有個人情報の開示請求をしていた場合にのみ記載してください。) 開示決定通知書の文書番号： 開示決定通知書の日 付： 年 月 日 開 示 を 受 け た 日： 年 月 日
利用停止請求に係る保有個人情報の名称等	
利用停止請求の趣旨及び理由	(趣旨) ☐ 利用の停止 ☐ 消去 ☐ 提供の停止 (理由)

1 利用停止請求者： ☐ 本人 ☐ 法定代理人 ☐ 任意代理人
2 利用停止請求者の本人確認書類 ☐ 運転免許証 ☐ 健康保険被保険者証 ☐ 個人番号カード又は住民基本台帳カード(住所記載のあるもの) ☐ 在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書 ☐ その他() ※ 請求書を送付して請求する場合には、上記の本人確認書類を複写したものに加えて、請求の30日前までに交付された住民票の写し(複写したものは不可)を添付してください。
3 本人の状況等(法定代理人又は任意代理人が請求する場合にのみ記載してください。) (1) 本人の状況 ☐ 未成年者(年 月 日生) ☐ 成年被後見人 ☐ 任意代理人委任者(ふりがな) (2) 本人の氏名 (3) 本人の住所又は居所
4 法定代理人が請求する場合、次のいずれかの書類を提示し、又は提出してください。 請求資格確認書類： ☐ 戸籍謄本 ☐ 登記事項証明書 ☐ その他()
5 任意代理人が請求する場合、次の書類を提示し、又は提出してください。 請求資格確認書類： ☐ 委任状 ☐ その他()

処理欄

所 管 課：	
受付場所：	
受 付： 年度第 号 (. . 受付)	
備 考：	

- 注 1 「氏名」、「住所又は居所」及び「電話番号」欄について、法定代理人又は任意代理人による利用停止請求の場合には、当該代理人の氏名、住所又は居所及び電話番号を記載してください。
- 2 「利用停止請求の趣旨及び理由」欄の「理由」は、利用停止請求の趣旨を裏付ける根拠を明確かつ簡潔に記載してください。
なお、本欄に記載しきれない場合は、本欄を参考に別紙に記載し、その書面を添付してください。
- 3 ☐のある欄には、該当する $\square$ 内にレ印を記入してください。

第 2 0 号様式

保有個人情報利用停止決定通知書

第 号
年 月 日

様

川崎市中原区選挙管理委員会 印

年 月 日付けで利用停止請求のありました保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律第101条第1項の規定により、次のとおり利用停止することに決定しましたので通知します。

利用停止請求に係る保有個人情報の名称等	
利用停止請求の趣旨	
利用停止の内容及び理由	(利用停止の内容) (利用停止の理由)
事務所管課	川崎市中原区選挙管理委員会事務室 電話番号 ー

注 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、川崎市中原区選挙管理委員会に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日（前記の審査請求をした場合には、当該審査請求についての裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、川崎市を被告として（川崎市中原区選挙管理委員会が被告の代表者となります。）提起することができます。

第 2 1 号様式

保有個人情報の利用停止をしない旨の決定通知書

第 号
年 月 日

様

川崎市中原区選挙管理委員会 印

年 月 日付けで利用停止請求のありました保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律第101条第2項の規定により、次のとおり利用停止をしないことに決定しましたので通知します。

利用停止請求に係る保有個人情報の名称等	
利用停止をしないこととした理由	
事務所管課	川崎市中原区選挙管理委員会事務室 電話番号 —

注 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、川崎市中原区選挙管理委員会に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日（前記の審査請求をした場合には、当該審査請求についての裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、川崎市を被告として（川崎市中原区選挙管理委員会が被告の代表者となります。）提起することができます。

第 2 2 号様式

保有個人情報利用停止決定等期限延長通知書

第 号
年 月 日

様

川崎市中原区選挙管理委員会 印

年 月 日付けで利用停止請求のありました保有個人情報については、川崎市個人情報の保護に関する法律施行条例第18条第2項の規定により、次のとおり利用停止決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

利用停止請求に係る保有個人情報の名称等	
条例第18条第1項の規定による期間	年 月 日から 年 月 日まで
延長後の期間	年 月 日から 年 月 日まで (日間)
延長の理由	
事務所管課	川崎市中原区選挙管理委員会事務室 電話番号 —

第 2 3 号様式

保有個人情報利用停止決定等期限特例延長通知書

第 号
年 月 日

様

川崎市中原区選挙管理委員会 印

年 月 日付けで利用停止請求のありました保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律第103条の規定により、次のとおり利用停止決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

利用停止請求に係る保有個人情報の名称等	
法第103条の規定（利用停止決定等の期限の特例）を適用する理由	
利用停止決定等をする期限	年 月 日
事務所管課	川崎市中原区選挙管理委員会事務室 電話番号 —

第 2 4 号様式

行政機関等匿名加工情報提案書記載事項変更申出書

年 月 日

(宛先) 川崎市中原区選挙管理委員会

(ふりがな)

氏 名

(法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の氏名)

住所又は居所 〒

(法人その他の団体にあつては、本店又は主たる事務所の所在地)

【連絡先】

担当部署名

担当者名

電話番号

()

電子メールアドレス

年 月 日付け「行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業に関する提案書」又は「作成された行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業に関する提案書」について、記載事項に変更があったので、川崎市個人情報の保護に関する法律施行細則第30条の規定に基づき、次のとおり申し出ます。

1 変更内容

変更事項	変更前	変更後
変更年月日	年 月 日	
備 考		

2 変更事項に係る添付書類名

--

- 注 1 取扱従事者が変更になった場合は、取扱従事者でなくなった者が取り扱っていた行政機関等匿名加工情報に関する安全管理の具体的な措置内容を「備考」欄に記載してください。
- 2 上記1の「変更内容」欄に記載しきれない場合は、本欄を参考に別紙に記載し、その書面を添付してください。
- 3 上記2の「変更事項に係る添付書類名」欄に列記した書類を添付してください。

川崎市中原区選挙管理委員会告示第23号

川崎市情報公開条例施行規程の一部を改正
する規程の制定について

川崎市情報公開条例施行規程（平成13年川崎市中原区
選挙管理委員会告示第11号）の一部を改正する規程を次
のとおり制定します。

令和5年5月19日

川崎市中原区選挙管理委員会

委員長 沓 掛 朗

川崎市情報公開条例施行規程の一部を改正
する規程

川崎市情報公開条例施行規程（平成13年川崎市中原区
選挙管理委員会告示第11号）の一部を次のように改正す
る

第9条を次のように改める。

（開示の方法）

第9条 次の各号に掲げる文書又は図画の条例第16条第
2項の閲覧の方法は、当該各号に定める方法とする。
ただし、当該各号に定める方法により難しいときは、委
員会が適当と認める方法により行うことができる。

(1) 文書又は図画（次号から第4号まで又は第4項に
該当するものを除く。）

当該文書又は図画（条例第16条第3項の規定が適
用される場合にあっては、次項第1号アに規定する
もの）の閲覧

(2) マイクロフィルム 当該マイクロフィルムを専用
機器により映写したものの閲覧。ただし、これによ
り難しい場合にあっては、当該マイクロフィルムを日
本産業規格A列1番（以下「A1判」という。）以
下の大きさの用紙に印刷したものの閲覧

(3) 写真フィルム 当該写真フィルムを印画紙（縦89
ミリメートル、横127ミリメートルのもの又は縦203
ミリメートル、横254ミリメートルのものに限る。
以下同じ。）に印画したものの閲覧

(4) スライド（第5項に規定する場合におけるものを
除く。次項第4号において同じ。） 当該スライド
を専用機器により映写したものの閲覧

2 次の各号に掲げる文書又は図画の条例第16条第2項
の写しの交付の方法は、当該各号に定める方法とす
る。ただし、当該各号に定める方法により難しいときは、
委員会が適当と認める方法により行うことができる。

(1) 文書又は図画（次号から第4号まで又は第4項に
該当するものを除く。）

次に掲げる方法（イ及びウに掲げる方法にあって
は当該文書又は図画の保存に支障を生ずるおそれ
がなく、かつ、委員会がその保有する処理装置及びプ
ログラム（電子計算機に対する指令であって、一の
結果を得ることができるように組み合わせられたもの

をいう。以下同じ。）により当該文書又は図画の開
示を実施することができる場合に限る。）

ア 当該文書又は図画を複写機により日本産業規格
A列3番（以下「A3判」という。）以下の大き
さの用紙に複写したものの交付（イに掲げる方法
に該当するものを除く。）。ただし、これにより難
い場合にあっては、当該文書若しくは図画を複写
機によりA1判若しくは日本産業規格A列2番
（以下「A2判」という。）の用紙に複写したも
のの交付（イに掲げる方法に該当するものを除
く。）又は当該文書若しくは図画を撮影した写真
フィルムを印画紙に印画したものの交付

イ 当該文書又は図画を複写機により用紙にカラー
で複写したものの交付

ウ 当該文書又は図画をスキャナにより読み取って
できた電磁的記録を光ディスク（日本産業規格X
0606及びX6281又はX6241に適合する直径120ミ
リメートルの光ディスクの再生装置で再生すること
が可能なものに限る。次項第3号オにおいて同
じ。）に複写したものの交付

(2) マイクロフィルム 当該マイクロフィルムを日本
産業規格A列4番の用紙に印刷したものの交付。た
だし、これにより難しい場合にあっては、A1判、A
2判又はA3判の用紙に印刷したものの交付

(3) 写真フィルム 当該写真フィルムを印画紙に印画
したものの交付

(4) スライド 当該スライドを印画紙に印画したもの
の交付

3 次の各号に掲げる電磁的記録についての条例第16条
第2項の実施機関の定める方法は、当該各号に定める
方法とする。ただし、当該各号に定める方法により難
いときは、委員会が適当と認める方法により行うこと
ができる。

(1) 録音テープ（第5項に規定する場合におけるもの
を除く。以下この号において同じ。）又は録音ディ
スク 次に掲げる方法

ア 当該録音テープ又は録音ディスクを専用機器に
より再生したものの聴取

イ 当該録音テープ又は録音ディスクを録音カセッ
トテープ（日本産業規格C5568に適合する記録時
間120分のものに限る。）に複写したものの交付

(2) ビデオテープ又はビデオディスク 次に掲げる方
法

ア 当該ビデオテープ又はビデオディスクを専用機
器により再生したものの視聴

イ 当該ビデオテープ又はビデオディスクをビデオ
カセットテープ（日本産業規格C5581に適合する
記録時間120分のものに限る。以下同じ。）に複写

したもの交付

- (3) 電磁的記録（前2号又は次項に該当するものを除く。） 次に掲げる方法であって、委員会がその保有する処理装置及びプログラムにより行うことができるもの

ア 当該電磁的記録をA3判以下の大きさの用紙に出力したものの閲覧

イ 当該電磁的記録を専用機器により再生したものの閲覧又は視聴

ウ 当該電磁的記録をA3判以下の大きさの用紙に出力したものの交付（エに掲げる方法に該当するものを除く。）

エ 当該電磁的記録をA3判以下の大きさの用紙にカラーで出力したものの交付

オ 当該電磁的記録を光ディスクに複写したものの交付

- 4 映画フィルムの開示の方法は、次に掲げる方法とする。ただし、当該各号に定める方法により難いときは、委員会が適当と認める方法により行うことができる。

(1) 当該映画フィルムを専用機器により映写したものの視聴

(2) 当該映画フィルムをビデオカセットテープに複写したものの交付

- 5 スライド及び当該スライドの内容に関する音声を記録した録音テープを同時に視聴する場合における開示の方法は、次に掲げる方法とする。ただし、当該各号に定める方法により難いときは、委員会が適当と認める方法により行うことができる。

(1) 当該スライド及び当該録音テープを専用機器により再生したものの視聴

(2) 当該スライド及び当該録音テープをビデオカセットテープに複写したものの交付

第3号様式注を次のように改める。

注 開示を受ける際には、この通知書を係員に提示してください。

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、川崎市中原区選挙管理委員会に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日（前記の審査請求をした場合には、当該審査請求についての裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、川崎市を被告として（川崎市中原区選挙管理委員会が被告の代表者となります。）提起することができます。

第1号様式、第9号様式及び第11号様式中「（あて先）川崎市中原区選挙管理委員会委員長」を「（宛先）川崎市中原区選挙管理委員会」に改め、第2号様式か

ら第6号様式まで、第8号様式及び第10号様式中「川崎市中原区選挙管理委員会委員長」を「川崎市中原区選挙管理委員会」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規程は、告示の日から施行し、この規程による改正後の川崎市情報公開条例施行規程は、令和5年4月1日から適用する。

（経過措置）

- 2 改正後の規程第9条の規定は、令和5年4月1日以後に川崎市情報公開条例（平成13年川崎市条例第1号）第6条の規定によりされた開示の請求について適用し、同日前にされた開示の請求については、なお従前の例による。
- 3 この規程による改正前の規程の規定により調製した帳票で、現に残存するものについては、当分の間、必要な箇所を訂正した上、引き続きこれを使用することができる。

川崎市中原区選挙管理委員会告示第24号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第28条の4第7項の規定により令和4年度における川崎市中原区の選挙人名簿の抄本の閲覧状況について、次のとおり公表します。

令和5年5月19日

川崎市中原区選挙管理委員会

委員長 杓 掛 朗

閲覧年月日	閲覧申出者	閲覧の利用目的の概要	閲覧対象の選挙人の範囲
令和4年 4月11日 4月18日 4月21日 4月25日 4月27日	大庭 裕子	政治活動（選挙運動を含む。）	井田3丁目、井田三舞町、井田杉山町、井田中ノ町、木月1丁目、木月3丁目、木月大町、木月祇園町 計390件
令和4年 4月14日 4月15日	市古 次郎	政治活動（選挙運動を含む。）	上平間 計1,046件
令和4年 4月19日 4月20日 4月25日 4月26日	市古 次郎	政治活動（選挙運動を含む。）	上丸子山王町1丁目、上平間 計3,924件
令和4年 5月9日 5月11日	市古 次郎	政治活動（選挙運動を含む。）	小杉陣屋町1～2丁目、上平間 計2,424件
令和4年 5月16日 5月23日 5月25日	市古 次郎	政治活動（選挙運動を含む。）	小杉陣屋町1～2丁目、市ノ坪、上平間、田尻町 計6,321件
令和4年 5月18日 5月20日	大庭 裕子	政治活動（選挙運動を含む。）	上小田中1丁目、上小田中6丁目、小杉町3丁目、今井西町 計2,391件

令和4年 5月24日 5月26日 5月27日 5月30日 5月31日 6月2日 6月3日 6月6日 6月7日	前田 孝幸	政治活動(選挙運動を含む。)	小杉町1～3丁目、新丸子東3丁目、井田1～3丁目、井田中ノ町、上小田中6丁目、木月大町、木月祇園町、新城1～5丁目、新城中町、下新城1～2丁目、井田三舞町、井田杉山町、上平間、北谷町、中丸子、下沼部、上平間、菊宿、西加瀬 計1,316件	令和5年 3月17日	金村龍那後援会 代表 金村龍那 川崎市川崎区大島上町 18- 1-201	政治活動(選挙運動を含む。)	第1、第5、第11 ～12、第15、第18 ～26投票区 計5,265件
令和4年 6月7日 6月10日	市古 次郎	政治活動(選挙運動を含む。)	上平間 計1,289件	川崎市中原区選挙管理委員会告示第25号 公職選挙法(昭和25年法律第100号)第30条の12において準用する同法第28条の4第7項の規定により令和4年度における川崎市中原区の在外選挙人名簿の抄本の閲覧状況について、公表すべき閲覧がなかったことを公表します。 令和5年5月19日 川崎市中原区選挙管理委員会 委員長 沓掛 朗			
令和4年 6月16日	市古 次郎	政治活動(選挙運動を含む。)	上丸子山王町 計300件	多摩区選挙管理委員会告示			
令和4年 8月2日	株式会社サーベイリサーチセンター 代表取締役 藤澤 士朗 東京都荒川区西日暮里2-40-10	政治・選挙に関する世論調査	新丸子東1～2丁目、上丸子山王町1～2丁目、上丸子八幡町 計11件	川崎市多摩区選挙管理委員会告示第20号 公職選挙法(昭和25年法律第100号)第30条の12において準用する同法第28条の4第7項の規定により令和4年度における川崎市多摩区の在外選挙人名簿の抄本の閲覧状況について、公表すべき閲覧がなかったことを公表します。 令和5年5月18日 川崎市多摩区選挙管理委員会 委員長 斎藤 隆 司			
令和4年 8月10日	一般社団法人 中央調査社 会長 境 克彦 東京都中央区銀座5-15-8	政治・選挙に関する世論調査	木月大町 計17件	川崎市多摩区選挙管理委員会告示第21号 公職選挙法(昭和25年法律第100号)第28条の4第7項の規定により令和4年度における川崎市多摩区の選挙人名簿の抄本の閲覧状況について、次のとおり公表します。 令和5年5月18日 川崎市多摩区選挙管理委員会 委員長 斎藤 隆 司			
令和4年 9月5日	一般社団法人 共同通信社 社長 水谷 亨 東京都港区東新橋1-7-1	政治・選挙に関する世論調査	小杉御殿町1丁目、市ノ坪、上小田中2丁目、下小田中3丁目 計48件				
令和4年 10月12日 10月13日 10月14日	市古 次郎	政治活動(選挙運動を含む。)	北谷町、新丸子東3丁目、丸子通1丁目、中丸子、新丸子町、上丸子山王町1～2丁目、小杉御殿町1丁目、上丸子天神町 計6,039件				
令和4年 11月14日 11月18日 11月21日 12月7日 12月12日 12月14日 12月19日 12月21日	松川 正二郎	政治活動(選挙運動を含む。)	上丸子八幡町、上丸子山王町1～2丁目、下沼部、上丸子天神町、北谷町 計4,159件				
令和4年 11月15日 11月16日 11月17日	市古 次郎	政治活動(選挙運動を含む。)	小杉町2丁目、小杉御殿町2丁目、等々力、菊宿、西加瀬、上丸子天神町、丸子通2丁目、新丸子東3丁目 計7,246件				
令和4年 11月29日	株式会社 日本リサーチセンター 代表取締役 杉原 領治 東京都墨田区江東橋4-26-5	政治・選挙に関する学術研究	中丸子、小杉町1丁目、上小田中2丁目 計18件				
令和4年 12月13日 12月14日 12月15日	市古 次郎	政治活動(選挙運動を含む。)	中丸子、新丸子東3丁目、市ノ坪、下沼部 計2,124件				
令和4年 12月22日	市古 次郎	政治活動(選挙運動を含む。)	小杉町2丁目、小杉御殿町2丁目 計382件				
令和5年 1月18日 1月27日 2月6日 2月8日 2月17日	松川 正二郎	政治活動(選挙運動を含む。)	北谷町、田尻町、中丸子、新丸子東1～2丁目、上平間 計2,381件				
令和5年 1月27日 1月31日	吉沢 直美	政治活動(選挙運動を含む。)	中丸子、新丸子東3丁目、 計2,382件				
令和5年 2月7日	吉沢 直美	政治活動(選挙運動を含む。)	中丸子、新丸子東3丁目 計1,937件				
令和5年 3月13日	金村龍那後援会 代表 金村龍那 川崎市川崎区大島上町 18- 1-201	政治活動(選挙運動を含む。)	第1～4、第6～10、第13～14、第16～17投票区 計13,465件				

閲覧年月日	閲覧申出者	閲覧の利用目的の概要	閲覧対象の選挙人の範囲
令和4年 4月21日	一般社団法人 中央調査社 会長 境 克彦 東京都中央区銀座5-15-8	政治・選挙に関する世論調査	宿河原3丁目 計17件
令和4年 7月20日	株式会社サーベイリサーチセンター 代表取締役 藤澤 士朗 東京都荒川区西日暮里2-40-10	政治・選挙に関する世論調査	第10投票区 計11件
令和4年 8月23日	一般社団法人 中央調査社 会長 境 克彦 東京都中央区銀座5-15-8	政治・選挙に関する世論調査	菅野戸呂、菅2丁目、菅稲田堤3丁目 計126件
令和4年 8月25日～ 令和4年 9月13日	自由民主党神奈川県第九選挙区支部 支部長 中山 展宏 川崎市多摩区登戸2663 東洋ビル5F	政治活動(選挙運動を含む。)	登戸 長尾6丁目 宿河原4丁目 計600件

令和4年 9月6日	一般社団法人 共同通信社 社長 水谷 亨 東京都港区東新橋1-7-1	政治・選挙に 関する世論調 査	第2、第10、 第15投票区 計36件
令和4年 10月6日	朝日新聞東京本社 世 論調査部長 宮崎 太 介 東京都中央区築地5-3-2	政治・選挙に 関する世論調 査	第2投票区 計11件
令和4年 11月25日	株式会社日本リサーチ センター 代表取締役 杉原 領 治 東京都墨田区江東橋 4-26-5	政治・選挙に 関する学術研 究	菅2丁目、生田6 丁目、菅北浦1丁 目 計18件
令和4年 11月22日	三宅 隆介	政治活動（選 挙運動を含む。）	多摩区内 計90件
令和5年 3月8日	一般社団法人 中央調 査社 会長 境 克彦 東京都中央区銀座 5-15-8	政治・選挙に 関する世論調 査	菅2丁目、宿河原 1丁目 計126件
令和5年 3月8日～ 令和5年 3月21日	日本共産党 川崎北部 地区委員会 地区委員長 岡田 政 彦 川崎市多摩区西生田 1-13-1	政治活動（選 挙運動を含む。）	登戸1000～ 3000、枳形1、3、 6丁目、三田1、 3丁目、宿河原1、 4、7丁目、堰1、 2丁目、長尾6丁 目、中野島1、4、 6丁目、生田1丁 目 計2750件
令和5年 3月8日～ 令和5年 3月21日	上原 正裕	政治活動（選 挙運動を含む。）	登戸、中野島、生 田、寺尾台、菅、 菅城下、菅仙谷、 菅北浦、菅馬場、 菅稲田堤、菅野戸 呂 計2760件

麻生区選挙管理委員会告示

川崎市麻生区選挙管理委員会告示第20号

公職選挙法(昭和25年法律第100号)第28条の4第7項の規定により令和4年度における川崎市麻生区の選挙人名簿の抄本の閲覧状況について、次のとおり公表します。

令和5年5月19日

川崎市麻生区選挙管理委員会
委員長 唐 鎌 一 夫

閲覧年月日	閲覧申出者	閲覧の利用目的の概要	閲覧対象の選挙人の範囲
令和4年 7月21日	株式会社サーベイリサーチセンター 代表取締役 藤澤 士朗 東京都荒川区西日暮里2-40-10	政治・選挙に関する世論調査	第18投票区 11件
令和4年 8月26日	株式会社日経リサーチ 代表取締役社長 新藤 政史 東京都千代田区内神田2-2-1 鎌倉河岸ビル	政治・選挙に関する世論調査	上麻生4丁目 16件
令和4年 9月8日	一般社団法人 共同通信社 社長 水谷 亨 東京都港区東新橋1-7-1	政治・選挙に関する世論調査	第8、14、18投票区 各12件 計36件
令和4年 9月20日 9月29日 10月7日 10月13日 10月18日	自由民主党 神奈川県 第九選挙区支部 支部長 中山 展宏 川崎市多摩区登戸2663 東洋ビル5F	政治活動（選挙運動を含む。）	上麻生3・5・6・7丁目 はるひ野1・4丁目 万福寺3・4・6丁目 百合丘1・3丁目 虹ヶ丘2丁目 計8,284件

令和4年 9月28日 ～9月30日 10月3日 10月5日 10月12日 10月14日 10月19日 11月2日 11月4日 11月9日 11月11日 11月14日	月本たくや未来の会 代表 月本 琢也 川崎市麻生区白鳥2-3-2 Kコーポ白鳥103	政治活動（選挙運動を含む。）	麻生区全域 5,643件
令和4年 10月28日	読売新聞東京本社 世論調査部長 湯本 浩司 東京都千代田区大手町1-7-1 読売新聞東京本社 川崎支局 支局長 五十嵐 英樹 川崎市川崎区砂子 2-10-16 プライムネ クサス川崎砂子301	政治・選挙に関する世論調査	第6投票区 45件
令和4年 11月15日 11月22日	自由民主党 神奈川県第九選挙区 支部 支部長 中山 展宏 川崎市多摩区登戸2663 東洋ビル5F	政治活動（選挙運動を含む。）	古沢 万福寺1・4丁目 百合丘2・3丁目 上麻生4・5・7丁目 白鳥3丁目 片平2・6丁目 はるひ野4丁目 黒川 高石3丁目 栗平2丁目 計2,453件
令和4年 11月15日	株式会社 日本リサーチセンター 代表取締役 杉原 領治 東京都墨田区江東橋 4-26-5	政治・選挙に関する学術研究	王禅寺東2丁目 万福寺1丁目 向原2丁目 各6件 計18件
令和5年 1月12日	山崎直史後援会 代表者 山崎 直史 川崎市麻生区高石 5-18-5	政治活動（選挙運動を含む。）	千代ヶ丘3丁目 金程2丁目 百合丘1・2丁目 高石2・4丁目 細山7丁目 王禅寺東2・3丁目 古沢 下麻生2丁目 計13件

川崎市麻生区選挙管理委員会告示第21号

公職選挙法(昭和25年法律第100号)第30条の12において準用する同法第28条の4第7項の規定により令和4年度における川崎市麻生区の在外選挙人名簿の抄本の閲覧状況について、公表すべき閲覧がなかったことを公表します。

令和5年5月19日

川崎市麻生区選挙管理委員会
委員長 唐 鎌 一 夫